

令和5年7月13日
総務局
水道局

職員の懲戒処分等について

東京都知事及び東京都水道局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 懲戒処分の内容等

ア 事故者

区分	所属局	職層	年齢	性別	内容
事故者A	水道局	副参事	49	男性	停職1日
事故者B	建設局	主事	54	男性	戒告
事故者C	産業労働局	主事	29	女性	訓告

イ 関係者

建設局 主事 訓告

2 事故の概要

事故者A、B及びCは、令和2年10月、当時所属していた局の施設内に保管されていた非常用食糧の管理に不備があったことを認識したが、必要な報告や管理体制の見直し等を行わず、その後、さらに同施設内の非常用食糧を紛失する事態を招いた。

問合せ先

- ① 事故の概要、事故者B及びCの処分等に関すること
総務局人事部人事課（サービス班）電話 03 - 5388 - 2376(直通)
- ② 事故者Aの処分等に関すること
水道局総務部総務課 電話 03 - 5320 - 6306(直通)
水道局職員部監察指導課 電話 03 - 5320 - 6370(直通)